

令和5年2月28日
消 防 庁



令和5年春季全国火災予防運動の実施

令和5年3月1日（水）から3月7日（火）まで『令和5年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

1 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

2 実施期間

令和5年3月1日（水）～3月7日（火）
（※一部地域を除く）

3 実施内容

4の「重点目標」を踏まえ、全国の消防本部等において、各地域の火災発生状況や特性等に応じ、防火防災に関する広報など、火災予防を推進するための取組みが重点的に実施されます。

4 重点目標（参考資料1参照）

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- (4) 放火火災防止対策の推進
- (5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (8) 林野火災予防対策の推進

5 その他

- (1) 本運動は、各消防本部等において、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分に配慮した上で実施することとしています。
- (2) 各消防本部等では、参考資料2及び3を住宅防火に関する資料として、参考資料3及び4を広報活動用資料として活用することとしています。

これらの資料については、総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/>）に、本日中に掲載します。

【参考資料１】令和５年春季全国火災予防運動の重点目標等

【参考資料２】住宅火災関係資料

【参考資料３】火災予防啓発用リーフレット「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」

【参考資料４】たばこ火災防止キャンペーンのチラシ （一社）日本たばこ協会



【問い合わせ先】

消防庁予防課 濱田・佐藤

TEL : 03-5253-7523

令和 5 年春季全国火災予防運動の重点目標等

1 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

(3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

- ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底
- イ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底
- ウ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底
- エ 地域ぐるみの訓練等の実施の推進

(4) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 防火対象物における放火火災防止対策の徹底
- エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
- イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進
- エ 消防用設備等の維持管理の徹底

(6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知

(7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対する指導
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
- エ 照明器具の取扱いに係る指導

(8) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入りに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

2 地域の実情に応じた重点項目の設定

各地域の消防本部においては、当該地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に応じて、次のような運動を展開します。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 大規模産業施設の安全確保
- (3) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

3 その他

実施時期について、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施されます。時期も含めた各地域における運動の詳細等については、各都道府県又は各消防本部にお問い合わせ下さい。

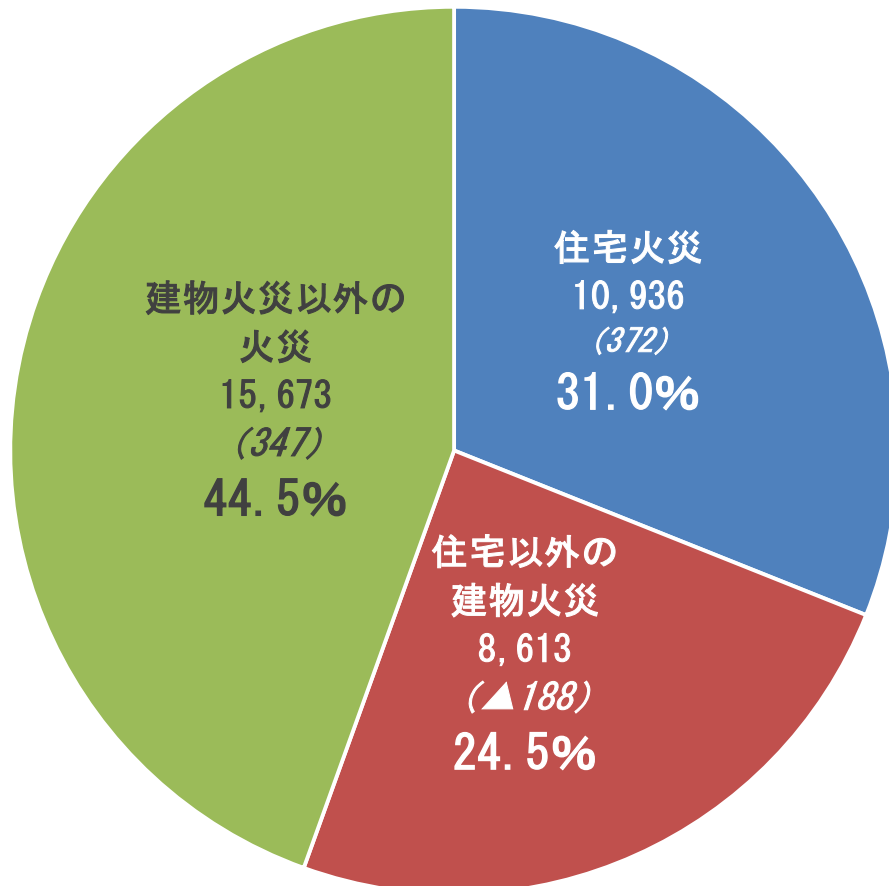
住宅火災関係資料 (令和5年2月)

住宅火災による死者の発生状況（令和3年中）

- すべての火災件数のうち、住宅火災の件数は約3割
- すべての火災による死者のうち、住宅火災による死者は約7割

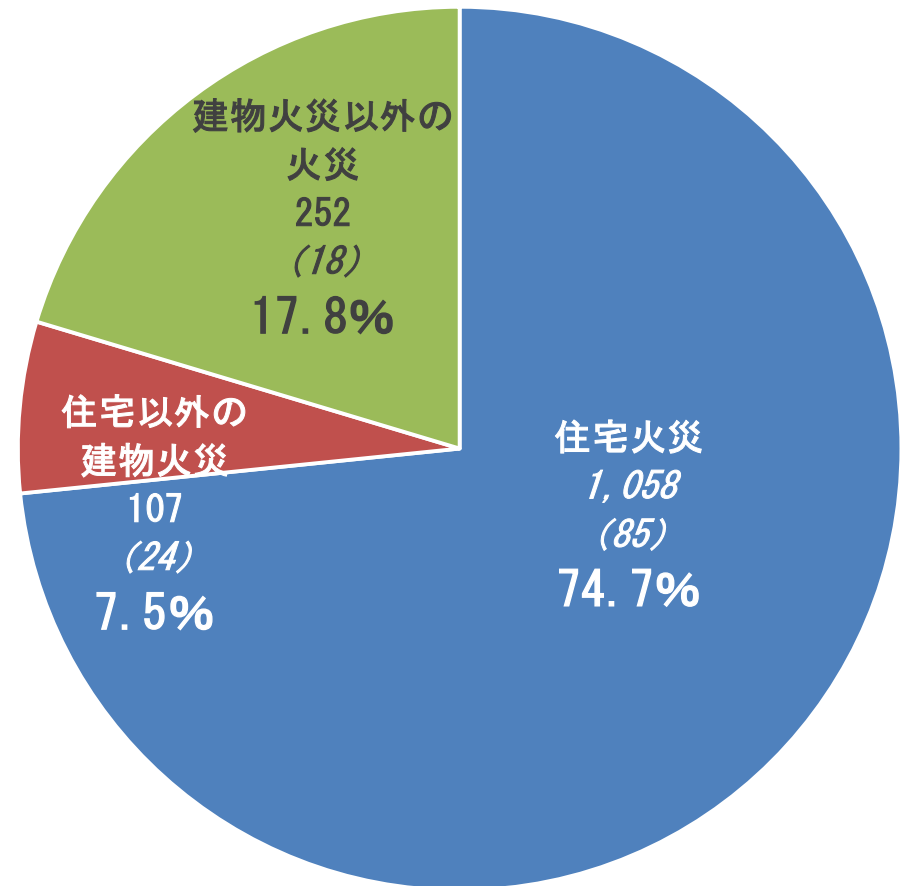
※令和3年（1～12月）における火災の状況から作成
（対前年比）

火災件数 35,222件
（建物火災 19,549件）



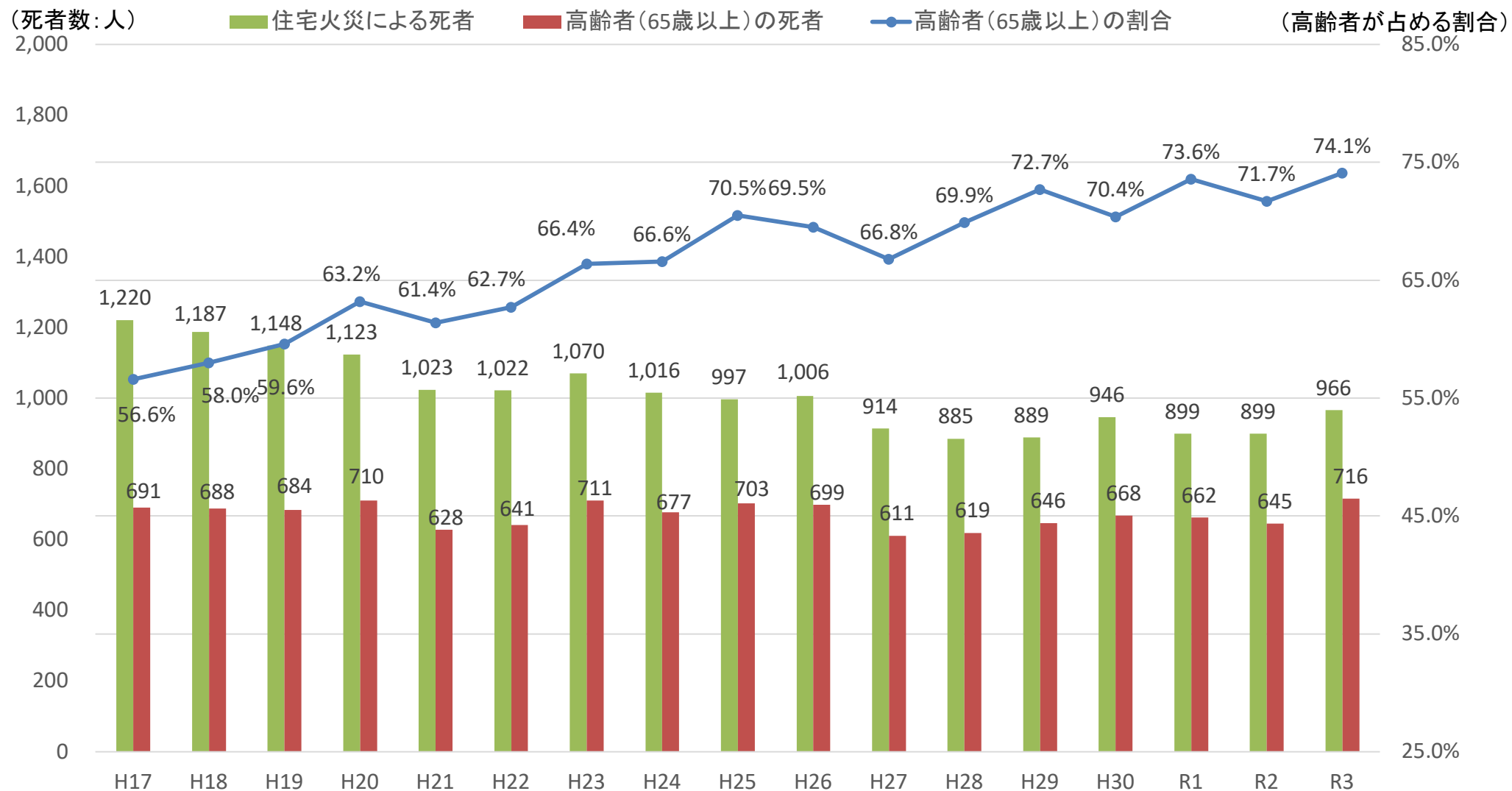
※ 放火を含むすべての火災

死者数 1,417人
（建物火災死者数 1,165人）



※ 放火自殺者等を含むすべての死者

住宅火災による死者数の推移 (放火自殺者等を除く)



死者の約7割が65歳以上の高齢者 ⇒ 高齢化の進展を反映して増加傾向

住宅
防火いのちを守る **10** のポイント

4つの習慣



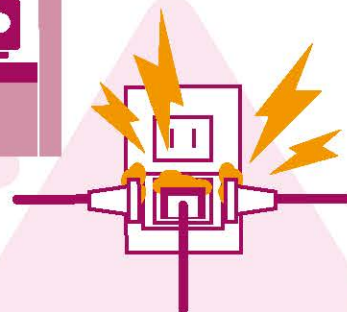
1 寝たばこは
絶対にしない、
させない



2 ストープの周りに
燃えやすいものを置かない

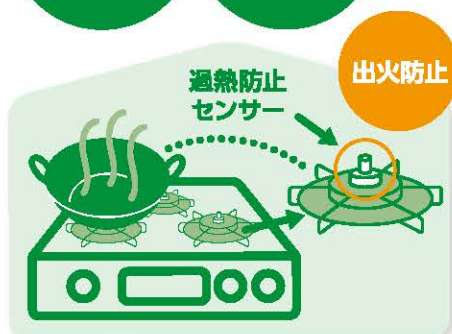


3 こんろを使うときは
火のそばを
離れない



4 コンセントはほごりを清掃し、
不必要なプラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、
ストーブやこんろ等は
安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、
住宅用火災警報器を定期的に点検し、
10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、
部屋を整理整頓し、
寝具、衣類及びカーテンは、
防災品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、
消火器を設置し、
使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、
避難経路と**避難方法**を常に確保し、
備えておく



6 防火防災訓練への参加、
戸別訪問などにより、
地域ぐるみの防火対策を行う

おやすみ前の たばこの消火は確実に！

みなさん、今日も
寝たばこお気をつけて

寝たばこ火災を防ぐ三ヵ条

- ☆ ふとんで吸わない
- ☆ 灰皿には水を入れて
- ☆ 消えたかどうか絶対確認！

動画公開中 ▼



めぞん一刻

©高橋留美子/小学館

ストップ！
寝たばこ

たばこ火災防止キャンペーン

後援：総務省消防庁 全国消防長会 制作：一般社団法人日本たばこ協会

大切な人に三カ条を伝えよう の巻

みんなで
防ぎましょう



めぞん一刻

©高橋留美子/小学館



たばこ火災防止キャンペーン

後援: 総務省消防庁 全国消防長会 制作: 一般社団法人日本たばこ協会